

和泉市再資源化事業推進奨励基金条例

平成5年3月31日

条例第7号

改正 平成21年12月15日条例第21号

(設置)

第1条 市民の積極的な古紙及び古繊維等の集団回収活動（以下「集団回収活動」という。）を奨励し、ごみの減量化及び再資源化の促進、資源・エネルギーの消費抑制及び有効利用を図る循環型社会の構築又は次世代に引き継ぐ環境の保全及び活用を目的とする事業を実施するために、和泉市再資源化事業推進奨励基金（以下「基金」という。）を設置する。

(平21条例21・一部改正)

(積立て)

第2条 基金は、次に掲げる額を一般会計歳入歳出予算に計上し、積み立てる。

- (1) 集団回収活動により回収した量に基づき市長が定める額
- (2) 基金の趣旨に沿う寄附金

(平21条例21・全改)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の管理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条の事業のうち次に掲げる事務事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 市民意識の高揚を図るために実施する啓発事業
- (2) 事業の推進を図るために実施する公共の施設又は設備の整備

(平21条例21・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第21号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。